

常時公募（先着順）による
市有地・建物売却実施要領

大野市地域づくり地域文化課

1 売却する物件の概要

物件番号	所在地	土地・建物の状況			最低売却価格
1	大野市貝皿17字 大下山並11番1	土地	宅地	1,680 m ² (登記面積)	2,460,000 円
		建物	木造平屋建	127.29 m ² (登記面積)	

※物件は、現況有姿の引渡しとなります。

※物件の詳細については、別紙「物件調書」でご確認ください。

2 申込者の資格

次に掲げるいずれかに該当する者は、申し込みすることができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められる者
- (3) 納期限の到来している国税（申告所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税をいう。）及び市町村税について未納税額がある者

3 申し込み方法

常時公募による買受を希望する方は、下記の書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ①市有地・建物購入申込書
- ②個人にあつては住民票、法人にあつては登記事項証明書（3ヶ月以内のもの）
- ③個人にあつては印鑑登録証明書、法人にあつては印鑑証明書（3ヶ月以内のもの）
- ④売却物件の活用計画

(2) 受付場所

大野市天神町1番1号

大野市地域づくり部地域文化課地域振興グループ（大野市役所2階24番窓口）

電話 0779-64-4834

(3) 受付の方法

上記受付場所へ持参してください。

受付時間は、土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までです。

(4) その他

- ①共有名義で買受を希望する方は、「市有地・建物購入申込書」に共有名義者全員の氏名の記入、押印をしてください。
- ②市有地・建物購入申込書の名義で、契約及び所有権移転登記を行います。
- ③押印は実印を使用してください。
- ④現地説明会は行わず、物件の引き渡しは現状有姿のままで行いますので、申し込みされる方は事前に必ず現地を確認してください。
- ⑤提出書類の作成等に要する費用は、申込者の負担とします。
- ⑥提出した資料は一切返却しません。

4 売払いの決定

先着順により申請書を受付します。ただし、同時に複数の申込みがあった場合はくじ引きにより受付順位を決定します。

提出された申請書の内容を審査した後、売払いが決定します。

5 契約保証金の納入等

(1) 通知等送付

売払いが決定した方には、下記通知等を送付します。

- ア 市有財産の売払いについて（通知）
- イ 市有財産売払契約書
- ウ 契約保証金の納付書

(2) 契約保証金の納入

- ア 契約締結までに、大野市収納金融機関で納入してください。
- イ 契約保証金額は、落札額の10%以上の金額となります。
- ウ 落札者が契約保証金を納入した後、契約締結に至らない場合は、契約保証金は損害金として大野市に帰属するものとします。

6 契約締結等

購入者として決定された方との契約締結及び売買代金の納入は、次のとおりです。

(1) 契約の締結

- ア 契約期限 「市有財産の売払いについて（通知）」の通知日の翌日から起算して10日以内に売買契約を締結しなければなりません。
- イ 契約方法 郵送（配達記録郵便）又は持参による書類の提出としますが、契約期限日の午後5時15分必着ですので、特に郵送の場合は注意してください。
- ウ 契約日時 契約期限内の平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。
- エ 契約締結場所 大野市地域づくり部地域文化課地域振興グループ（大野市役所2階24番窓口）

(2) 契約締結時の必要書類

- ア 「市有財産売買契約書」2通
※契約書2通に署名押印し、うち1通に収入印紙を貼付し、実印にて消印してください。
※契約書に貼付する収入印紙は、購入者の負担となります。
※契約の手続きは代理人の方が行えますが、契約者名は本人としてください。
- イ 契約保証金の領収書（金融機関の領収印がついたもの）
- ウ 登録免許税用の収入印紙（所有権移転登記に使用します。）
※登録免許税の予定額は、固定資産課税台帳に登録された価格に1,000分の15を乗じて得た額とします。

(3) 売買代金の納入

- ア 契約締結後、契約書及び売買代金納入用の納付書を手渡し、又は郵送（配達記録郵便）します。
※売買代金納付書の金額は、契約保証金額の差額となります。
※契約保証金を充当する場合、利子等は付されません。

イ 売買代金は、契約締結日の翌日から起算して30日以内に全額を大野市に納入してください。

ウ 売買代金納入後、速やかに売買代金の領収書（金融機関の領収印がついたもの）を大野市地域づくり部地域文化課地域振興グループに提出してください。郵送又はFAXでも結構です。

7 所有権の移転等

売買物件の所有権の移転に係る事項は次のとおりです。

- (1) 売買物件の所有権は、売買代金全額の支払いがあったときに、移転するものとします。
- (2) 売買物件は、所有権移転日以後、速やかに引き渡すものとします。
※引渡しは、現況有姿とします。
- (3) 所有権の移転登記は、大野市が行います。
※売買代金の領収書（金融機関の領収印がついたもの）を確認してからとなります。
- (4) 登記完了後、不動産識別情報通知を送付するので、「不動産受領書」を提出してください。

8 売却物件における用途の制限

売却物件の売買契約には、次の条件が付されます。

- (1) 購入者は、売却物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に供してはならない。
- (2) 購入者は、売却物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供してはならない。
- (3) 住宅団地内であることから、購入者は、騒音、振動、臭気等を発生させるなど近隣住民等に不快感を与えない活用方法とすること。
- (4) 購入者は、10年間は市に提出した内容で売却物件を活用すること。

9 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位に限ります。
- (2) 売却物件取得後、不動産取得税、固定資産税及び下水道受益者負担金（大野市が支払っていない場合）等は、購入者の負担となります。
- (3) その他不明な点は、大野市地域づくり部地域文化課地域振興グループ（大野市役所2階24番窓口）にお問い合わせください。

9 1 2 - 8 6 6 6 福井県大野市天神町1番1号 大野市地域づくり部地域文化課地域振興グループ （大野市役所2階24番窓口） 電話 0779-64-4834 FAX 0779-65-8371
